

鳥取縣公報

昭和十七年十月二十七日
第一千三百七十九號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 縣令
● 民有造林補助規程改正……………一頁
- 諸類檢査規則中改正……………一頁
- 告示
● 滿洲國產豆類、支那產蠶豆、豌豆、綠豆等ノ販賣價格廢止……………四頁
- 砂糖配給統制規則ニ依ル指定……………四頁
- 被保險證中無効……………四頁
- 追加豫算要領……………五頁
- 彙報
● 麥作曆……………一〇頁
- 健民運動秋季國民鍊成……………一三頁
- 全縣一齊演練實施……………一五頁
- 青少年團學校生徒の薪増産勤勞報國運動……………一五頁

縣令

鳥取縣令第七十三號

昭和三年一月鳥取縣令第一號民有造林補助規程左ノ通改正ス

昭和十七年十月二十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

民有造林補助規程

第一條 私有林、社寺有林及公有林（市町村、市町村組合又ハ町村組合ノ所有ニ屬スル林野ヲ除ク）ノ造林ヲ獎勵スル爲本令ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス但シ別ニ國庫又ハ縣ヨリ獎勵金又ハ補助金ノ交付ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 補助金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シ事業成績及費用ノ多寡ヲ斟酌シテ之ヲ交付ス

一、一國地ニ反歩以上ノ新植又ハ播種ニ要スル費用但シ第三號ノ樹種ノ新植ニ要スル費用ヲ除ク

00129

昭和十七年十月二十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第七條ヲ削ル

第八條第二號中「生甘藷ニ付テハ」及「馬鈴薯ニ付テハ選別標準重量ニ依リ」ヲ削ル

第十五條第二項中「様式第七號ノ検査免除印」ヲ「様式第六號ノ検査免除印」ニ改ム

第十九條中「及階級」ヲ削ル

第二十五條第一項中「生甘藷及干甘藷ニ付テハ其ノ」ヲ削リ「様式第六號ノ検査證明ヲ、馬鈴薯ニ付テハ」以下ヲ「様式第五號ノ検査證明ヲ押捺ス」ニ改ム

同條第二項中「様式第八號ノ種子證明」ヲ「様式第七號ノ種子證明」ニ改ム

第二十六條中「又ハ階級」、「又ハ様式第五號ノ階級印」及「又ハ階級印」ヲ削リ「様式第六號ノ検査證明」ヲ「様式第五號ノ検査證明」ニ改ム

第二十八條中「階級印」、「ヲ削リ「様式第九號ノ消印」ヲ「様式第八號ノ消印」ニ改ム

第二十九條第二號及第三十六條第四號中「階級印」ヲ削ル
「様式第五號ヲ削リ「様式第六號」ヲ「様式第五號」ニ、「様式第

告示

鳥取縣告示第六百八十五號

昭和十六年六月鳥取縣告示第四百七十二號(滿洲國產豆類ノ販賣價格指定ノ件)同年十一月鳥取縣告示第九百八號(支那產蠶豆及豌豆ノ販賣價格指定ノ件)昭和十七年四月鳥取縣告示第九百九十三號(支那產綠豆ノ販賣價格指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス
昭和十七年十月二十七日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第六百八十六號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
昭和十七年十月二十七日
鳥取縣知事 土、肥 米 之
株式會社清水組京都支店員 平松、龍太郎

00130

鳥取縣告示第六百八十七號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
昭和十七年十月二十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 被保險者 工場事業場又ハ事務 無効トナリ
記號 番 號 氏 名 所在地、名稱 タル年月日

鳥とく 一〇三 小林 岩次 鳥取市吉方三三〇 鳥取家具工業株式會社 一七、九、四

鳥ひ 七〇四 北川 輝子 鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社 不 明

鳥ひは 一五四 三木 幸久 鳥取市東品治町 日ノ丸商事株式會社 不 明

米よ 一〇七 岩田 一男 米子市久米町 日本曹達 株式會社 一七、五、一〇

同 三、三 岩田健太郎 米子市久米町 日本曹達 株式會社 一七、一〇、三

米より 八 門西 勝榮 米子市灘町三丁目 米子 林材株式會社 一七、一〇、二

米よめ 二五一 木下カメヨ 米子市祇園町三丁目 株式會社 一七、九、三〇

入ちと 入 和田さよ子 入頭郡智頭町大字三吉 智頭木材統制株式會社 不 明

鳥取縣告示第六百八十八號

昭和十七年十月縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十七年度鳥取縣歲入歳出追加豫算並同年度特別會計中等學校改築費歳入歳出追加豫算ノ要領左ノ通
昭和十七年十月二十七日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣知事 土 肥 米 之

入ちと 五八 春摘 隆男 入頭郡智頭町大字智頭 智頭木材統制株式會社 一七、七、三

日をに 一二五 前田 盛三 日野郡黒坂町 大阪特殊 製鋼株式會社 一七、九、六

第四款 地方分與稅 一五、五六五

第二款 配付稅 一五、五六五

第七款 使用料及手數料 九九〇

第九款 雜收入 二、五六一

第六項 物品買拂代	二、五六一	第九款 衛生及病院費	四、七五〇
經常部計	二〇、〇一一	第二項 衛生諸費	四、七五〇
臨時部		第十款 勸業費	一三、九八四
第二款 國庫補助金	三三、一〇六	第二項 農事試驗場費	五、〇〇〇
第四項 衛生費補助金	一、七五〇	第十二項 水産試驗場費	一、七六七
第五項 勸業費補助金	二七、五一一	第十三項 商工獎勵館費	一、九二六
第六項 社會事業費補助金	三〇〇	第十四項 木工指導諸費	三、四〇〇
第七項 時局事務補助金	一一、五四五	第十五項 產業獎勵費	一九八
第三款 寄附金	二五、三四七	第十六項 勸業諸費	一、六九三
第三項 勸業費寄附金	二三、五四七	第十一款 社會事業費	一、八〇〇
第六項 衛生費寄附金	一、五〇〇	第十二項 獎德學校費	一、八〇〇
第八項 社會事業費寄附金	三〇〇	第二十一款 地方事務所費	一、九八〇
臨時部計	五七、四五三	第三項 會議費	一、九八〇
歲入合計	七七、四七四	經常部計	二四、九一四
歲出		臨時部	
經常部		第三款 教育費	八、〇〇〇
第四款 警察費	一〇〇	第一項 特別會計補充費	八、〇〇〇
第一項 俸給及諸給	一〇〇	第四款 勸業費	二〇、二六〇
第五款 警察廳舍修繕費	二、三〇〇	第一項 勸業費	二〇、二六〇
第一項 修繕費	二、三〇〇	第四十款 事變費	二三、五一〇

第三項 勸業費	二〇、一三〇	昭和十七年度特別會計中等學校改築費	
第六項 時局國民運動費	三、三八〇	歲入歲出追加豫算	
第五十三款 雜出	七九〇	歲入	八、〇〇〇
第一項 過年度追拂	五〇二	第一款 補充金	八、〇〇〇
第二項 過年度返納金	二八八	第一項 一般會計補充金	八、〇〇〇
臨時部計	五二、五六〇	第二款 寄附金	二四、五〇〇
歲出合計	七七、四七四	第一項 寄附金	二四、五〇〇
昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加豫算		歲入合計	三二、五〇〇
歲入		歲出	
臨時部		第一款 中等學校改築費	三二、五〇〇
第三款 寄附金	八、〇〇〇	第一項 學校改築費	三二、五〇〇
第二項 教育費寄附金	八、〇〇〇	歲出合計	三二、五〇〇
臨時部計	八、〇〇〇		
歲入合計	八、〇〇〇		
歲出			
臨時部			
第三款 教育費	八、〇〇〇		
第九項 中學校費	八、〇〇〇		
臨時部計	八、〇〇〇		
歲出合計	八、〇〇〇		

鳥取縣告示第六百八十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル火藥類ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年十月二十七日

鳥取縣知事 土肥米之

火藥類ノ指定火藥商以外ノ火藥商ノ最高販賣價格

公價 番號	品名	回ノ販賣			販賣數量				
		單位	二五	五五	單位	二五	五五		
三	櫻ダイナマイト	五〇、六六	五二、四二	五五、二三	五六、九九	八、二二	一	四、一八	三五五瓦
五	桐ダイナマイト	四四、八九	四六、三八	四八、七七	五〇、二七	七、一八	一	一、一六	一
一三	紫扇カーリット	五〇、六六	五二、四二	五五、二三	五六、九九	八、二二	一	一、一八	一
一八	黑色鑛山火藥	三四、七一	三五、七四	三七、三九	三八、四三	一	一	八、八八	一

00134

00133

公價 番號	品名	回ノ販賣			販賣數量			
		單位	二五	五五	單位	二五	五五	
二二	六號電氣雷管	一〇、〇〇〇箇以上	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿
二二	六號電氣雷管	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿	一〇、〇〇〇箇未滿
二三	中用六號電氣雷管	八、一三、二四	九八、八〇	一五、二二	一、八四	一、八四	一、八四	一、八四

- (イ) 難凍品又ハ不凍品タルダイナマイトハ本表價格ニ二五五五付左記金額ヲ加算シタル額トス
 - 難凍品 不凍品
 - 櫻ダイナマイト 圓 四六
 - 桐ダイナマイト 圓 三二
- (ロ) 一回ノ販賣數量ガ左記以上ノ場合ハ賣主火藥庫渡價格トシ其ノ他ノ場合ハ賣主店先渡價格トス
 - 二二、五五
 - 一〇〇〇箇
 - 一〇〇〇米
- (ハ) 本表ニ於ケル六號電氣雷管、水中用六號電氣雷管ノ價格ハ一、二米ノ脚線附ノモノ、價格トス
- (ニ) 販賣ニ當リ錢未滿ノ端數ヲ生シタル場合ハ四捨五入スルモノトス
- (ホ) 本表各品ノ規格ハ日本火藥統制株式會社ノ定ムル規格ニ依ルモノトシ當該規格ニ該當スルモノハ其ノ品名ノ如何ニ拘ラズ本表價格ニ依ルモノトス
- (ヘ) 本表價格ハ容器代、包裝費及荷造費込ノ價格トス

彙報

◇麥◇作◇曆◇

(農務課)

△播種前

- 1、種子の塩水選及び消毒を行ふこと。
- 2、播種前種子の發芽の良否を調べる。
- 3、石灰窒素の施用に注意すること。
- 4、石灰を施用すること。

○播種準備

種子消毒 冷水温湯浸法、風呂湯浸法又はウスブルン消毒を行ふこと。

石灰の散布 反當十貫を全面撒布すること。

耕起 畜力の利用に努め深耕とすること。

作畦作業 排水の良否により畦の高低を加減し播種利
用面積歩合を高めるやう畦立し、平坦部の極排水良好地は
簡易整地を行ひ、割當面積確保と適期播種に努めること。

基肥 石灰窒素は荒起し直後、一條畦は蒔溝上に二條畦の場合は蒔溝間に撒布し、作畦の際薄土の上に覆ひ間土し直に播種する。施用量は縣設定施肥基準に依るも、窒素肥料は全量の二―三割を基肥とし、残りを追肥とするやう設計すること。

播種 適期播を勵行する。播種量は、小麥稈麥は反當四升乃至五升、大麥は五升乃至六升を標準とする。

△十月

中旬 山間部に於ける畑作小麥の播種を終了すること。

下旬 山間部に於ては本月中旬に播種を終了すること。

△十一月

上旬 中間部地帯の播種を終了すること。平坦部に於ては播種の適期であるから作業を急ぐこと。

中旬 平坦部に於ては本月中旬に必ず播種を終了するやう努めること。

下旬 播種期遅延の際は催芽法を行ひ、且つ播種量を増加すること。

○催芽促進措置としては、播種前一晩種子を微温湯に浸漬す

00136

△十二月

るか、又は一分程度の長さに芽出しを行ひ播種するとよい播種期遅延の場合、播種量の増加は基準量に對し二―三割を限度とする。

上中旬 山間部並に平坦部畑の第一回中耕除草を行ふこと。なほ生育の進んだものは土入れを行ふこと。

草木灰の追肥を行ふこと。

雪害地帯に於ては石灰ボルドー液又は銅製劑の第一回撒布を行ふこと。

下旬 平坦部排水良好田の第一回中耕除草を行ひ、生育の進んだものは土入れを行ふ。なほ排水不良田の高畦栽培地の溝上げ作業を行ふこと。

雪害地帯は根雪直前に石灰ボルドー液又は銅製劑の第二回撒布を行ふこと。

○中耕は反轉打に稍々深耕すること。

○雪害防除六斗式石灰ボルドー液又は銅製劑の入斗液を反當入斗位撒布すること。

○草木灰施用―反當十貫乃至十五貫施用

○溝上げ作業―高畦栽培で中耕困難な場合に行ふ。

△一月

常に生育狀況に注意し、十二月中に於ける未了作業を完了すること。

△二月

○圃場を注意して停滯水は極力排除し排水を圖ること。

平坦部排水良好田並に畑に於ては、生育の狀況に依り第二回中耕除草を開始すること。

平坦部高畦地帯は前年未了の溝上げ作業を行ふこと。

○第二回中耕―融雪後行ふものであつて淺目の反轉打とすること。

△三月

上旬 平坦部排水良好田並に畑の第二回中耕除草、第一回追肥を行ひ、第一回土入れを行ふこと。(積雪前に土入れを行つたものは今期土入れは中止)

平坦部高畦栽培地帯の第一回追肥を終了すること。

中旬 山間部にありては、融雪後直ちに第二回中耕除草を行ひ追肥を行ふと共に第一回土入れ作業を行ふこと。

平坦部では第二回追肥を開始すること

下旬 平坦部排水良好田並に畑の第三回中耕除草を行ひ、第二

00137

○ 回土入れを行ふこと。平坦部第二回追肥を行ふこと。
○ 平坦部高畦栽培地の除草を行ひ、土入れを行ふこと。
○ 中耕・除草・土入れに支障のないやう畦間に緑肥大豆を播種すること。

○ 追肥―主として速効性窒素肥料を施用し、後、土入れを行ふ
○ 第一回土入れ―有効分蘖を多くし、兼て雑草防止の爲に行ふものであつて、碎土を三分乃至五分程度の厚さに振込むこと。

○ 第二回土入れ―無効分蘖の抑制並に雑草防止の爲に行ふものであつて、碎土を八分乃至一寸程度の厚さに振込むこと。

○ 第三回中耕―稍々淺目に行ふこと。

△四月

上中旬 山間部第三回中耕除草並に第二回土入れを行ふ。

○ 平坦部排水良好田は第三回土入れを行ひ、高畦栽培地帯は土寄せ作業を行ふ。

下旬 生育に注意し、殊に病害蟲の早期發見に努め、防除に努める。

○ 山間部土入れ―碎土を五―六分の厚さに振込む。

○ 土寄せ・第三回土入れ―倒伏防止雑草防止の爲に行ひ、細土が莖間に入るやう丁寧に行ふこと。

○ 緑肥大豆播種―畦間の土を軟らげ、高畦栽培地に於ては畦

の側面下部に播種すること。

△五月

上旬 銹病・白澁病防除の爲、石灰硫黄合劑を撒布すること。

中旬 生育狀況に注意し、且つ病蟲害防除に努めること。

下旬 病蟲害防除に努めること。

○ 藥劑撒布

出穂始頃銹病・白澁病等防除の爲石灰硫黄合劑を撒布するのであるが、濃度はボー・メー比重〇・四度液である。市販品は大略原液一升を水一石に稀釋すればよい。

爾後十日位隔てて二―三回行ふこと。

△六月

適期刈取を勵行すること。

地干直扱きを勵行し、入念に調製すること。

粒の乾燥を充分すること。

○ 麥蛾驅除の爲燻蒸を行ふこと。

○ 成熟刈取―穀粒が爪先で漸く切斷し得る程度に固まれば成熟してゐるから速に刈取ること。これは出穂後四十日目位である。

○ 調製並に燻蒸―刈取後は充分乾燥し、脱穀調製を行ひ、麥蛾驅除の爲の燻蒸はクロールピクリンを千立方尺に付一封、二―三晝夜行ふこと。

00138

健民運動秋期國民鍊成

―二十九日より十一月三日まで―

(學務課)

鍛へよ身心

御稜威の下大東亞の征戰と建設に着々其の成果を擧げつゝある時、天惠又裕かに豊穰の秋を迎へ、國民感謝の念愈々湧き土氣彌々旺盛である。

此の時に當り、平素國民鍊成の成果を奉納すべき明治神宮國民鍊成大會が来る二十九日から十一月三日まで開催せられるので、本縣でも之に對應し且つは健民運動の一環として同期間に鍊成運動を展開し、其の實踐を通じて益々士氣を昂揚し、皇軍の赫々たる戦果に應へるべく明朝にして剛健な國民生活を樹立し以て戦時國民生活態勢の一段の強化を期することとなつた。其の要項を記すと次の如くである。

▲期間

十月二十九日から十一月三日まで

▲實施事項

一、具體要項

イ、第十三回明治神宮國民鍊成大會地方奉納大會要項に基き、

十一月三日の明治節に當り各市町村に於て明治神宮鍊成大會地方大會を催すこと

ロ、本大會には市町村民は成るべく多數参加するやう企畫すると共に、之が實施に當つては各國民組織を動員して多數の参加を期すること

ハ、當日明治神宮外苑競技場より中繼放送せられる全國一齊演練(別記要項)には、地方大會参加者は勿論、さうでない者も居宅、勤務場所等所在に於て之を實施すること

ニ、隣組・町内會・官公署・會社・工場・産報・學校・在郷軍人會・青少年團・婦人會等に於て之等が聯合して大會、特別訓練等を催し、平素鍊成の成果を發揮すること

ホ、右大會の開催に當つては成るべく單位を細分し、多數の者が参加出来るやう配慮すること。例へば町村大會の町内若くは隣保對抗競技、社内各課對抗競技、課員の紅白試合全員遠足等

ヘ、本期間中には各鍛鍊會で日常行ひつゝある鍊成方法を特に強化して實施すること

ト、各鍛鍊會に於て講演會・映画會等を開催し、健民運動心身鍊成に關する思想啓蒙を行ふこと

二、實施内容

00139

イ、市町村

(一) 運動會

(1) 全市町村民の参加を目標とし、厚生和樂的要素を加味すること

(2) 在郷軍人・學生・徒・青少年團員等は鍛鍊的、戰技的訓練競技を實施すると共に、一般人に付ては實用的訓練(競技)或は平易で和樂的な競争又は遊戯を行ふこと。例へば防空バケツ繼走、俵擔ぎ、親子三代繼走、消防競争、神社佛閣參拜繼走等

(3) 各演練は成るべく町内會或は隣組等の對抗とすること

(4) 番組中には必ず團體行進、大日本厚生体操、ラジオ体操綱引等全員が参加出来るものを加へること

体操練習會

登山、行軍、健步會

講演、映画、實演會、講習會

(五)(四)(三)(二)

神社佛閣公共營造物の清掃、應召軍人遺家族に對する勞力援助、防空施設、廣場の設置、開墾、植樹、農村、鑛山に對する勞力奉仕等の集團勤勞作業

ロ、町内會、隣組

(一) イの(一)(二)(三)及び(五)に準じたもの

(二) 附近の廣場街路等に於て本期間ラジオ体操を實施すると共に、將來恒常的に繼續實施する習慣の養成に努めること

ハ、官公署、會社、工場、商店等

(一) イ、ロの各號に準じたもの

(二) 剣道、柔道、弓道、銃剣道、相撲、陸上戰技運動、体力章檢定種目、体操、野球、庭球、籠球、排球、卓球の各職場内の對抗試合

ニ、在郷軍人、青少年團等

(一) イの各號に準じたもの

(二) 各種目の對抗試合若くは特別訓練會

(三) 徹夜行軍、戰鬪演習

ホ、婦人會、女子青年團等

(一) イの各號に準じたもの

(二) 女子体力章檢定種目の練習會若くは檢定の實施

▲實施上の注意事項

一、本運動の實施に當つては浮華な形式的行事に逸脱することを嚴に戒め、努めて質實剛健を旨とし國民士氣の昂揚、國防体育理念の徹底、團體訓練に重きを置き、大東亞戰下に於ける國體鍊成の一方途たるの意義を明かにすること

00140

會場は神社境内を主とし、其の他校庭、廣場、海濱等を利用し、會場内の如何に拘らず行事は敬神愛國の精神昂揚に相應しく實施すること

三、競技會等には傷痍軍人、遺家族等を招待すること

第十三回明治神宮國民鍊成大會

全縣一齊演練實施

(學務課)

二十九日から十一月三日まで明治神宮外苑に於て開かれる、第十三回明治神宮國民鍊成大會期間中に於ける本縣の健民運動秋季國民鍊成に就ては前項に記した如くであるが、更に十一月三日の明治節を下して午前十一時から約五十分間に亘り、全國一齊演練が實施せられることになつたので、本縣でも同日之に應じてラジオ中繼放送に依り全縣一齊演練を實施することとなつた。

即ち當日午前十一時から約五十分(体操約二十五分、銃剣道約二十五分)ラジオに依り、明治神宮外苑競技場から第十三回明治神宮國民鍊成大會全國一齊演練實施順序が中繼放送せられるので地方大會々場に於ては之に相和し全縣一齊に實施せられたい。依

つて出場者は當日午前十一時ラッパ吹奏までに豫め体操實施の隊形に整列を完了し、更に体操に引續き同一會場に於て銃剣道を行ふ場合は、体操終了後各團體毎に直に十一時三十分までに銃剣道實施の隊形を完了して待機すべきである。

實施種目は体操が國民保健体操第一(ラジオ体操第一)國民保健体操第二(ラジオ体操第二)大日本國民体操(ラジオ体操第三)及び大日本厚生体操の四種目であつて、銃剣道は空間刺突(基本動作、應用動作)となつてゐる。

尚ほ會場は豫めラジオ、擴聲器、指揮臺、參加者配列位置等の用意をなして置くべきであるが、ラジオ設備のない會場では同時に當會場に於ける指揮者の號令に依つて先づ明治神宮を遙拜し終つて体操銃剣道等を適當に實施するやうにせられたい。

青少年團・學校生徒の

薪増産勤勞報國運動

— 十月より明年一月まで —

(社會教育課)

國民生活上必需物資であるところの木炭・薪の需給調整に關し

